

J B R C 会員入会ご相談前のご確認事項

『重要事項』 INDEX

- 1. J B R C の共同回収・再資源化システム概要**
- 2. 回収対象電池**
- 3. 回収対象電池（パック）への記載表示事項について**
- 4. 別紙 回収対象電池（パック）への記載表示事項について**
- 5. ポータブル蓄電装置（モバイルバッテリー）の回収について**
- 6. 別紙 ポータブル蓄電装置（モバイルバッテリー）の回収に当たって**

JBRCの共同回収・再資源化システム概要

1. はじめに

2001年4月、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下、資源有効利用促進法）の施行により、小型充電式電池メーカー（輸入者含む）及び小型充電式電池使用機器メーカー（輸入者含む）に、使用済み小型充電式電池の回収・再資源化が義務付けられた。（社）電池工業会は、これらの義務を電池メーカー及び機器メーカーが共同で果たすことを目的に、電池工業会内に『小形二次電池再資源化推進センター』（以下、センター）を発足させ、まず87社の回収・再資源化システム運営参画者（会員）を得て、回収・再資源化事業を開始した。

2004年4月、センターはさらなる飛躍を目指し、電池工業会から分離し『有限責任中間法人JBRC』として独立した。そして、2009年6月、公益法人制度改革に伴って、『一般社団法人JBRC』（以下、JBRC）に名称変更した。

センター発足以来、JBRCの回収・再資源化システムの運営に参画して自らの責務を果たすことを希望するメーカーについては、会員受け入れを行ってきた。現在、JBRC会員は約360法人となっている。

2. JBRCの概要

- (1) 名称 一般社団法人JBRC
(英文名 Japan Portable Rechargeable Battery Recycling Center)
- (2) 事務所 〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館
TEL : (03)6403-5673 FAX : (03)6403-5683
- (3) 事業目的及び事業内容
- ① JBRC会員が製造販売及び輸入販売した次に掲げる種類の小型充電式電池の回収・再資源化
 - ・密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池（ニカド電池）
 - ・密閉形ニッケル・水素蓄電池（ニッケル水素電池）
 - ・リチウム蓄電池（リチウムイオン電池）
 - ② 日本国内における小型充電式電池の回収・再資源化システムの構築と運営
 - ③ 会員から徴収する会費収入に基づく健全な収支管理
 - ④ 関係業界、自治体等への小型充電式電池リサイクル推進の協力要請及び情報提供
 - ⑤ 小型充電式電池のリサイクルに関する広報・啓発
 - ⑥ 小型充電式電池の回収状況・再資源化状況の公表
 - ⑦ 小型充電式電池のリサイクルに関する自治体と連携
 - ⑧ その他

3. 会員

(1) 会員の資格

下記の者は入会申請することができる。

- ①小型充電式電池の製造販売事業者
- ②小型充電式電池の輸入販売事業者
- ③小型充電式電池使用機器の製造販売事業者
- ④小型充電式電池使用機器の輸入販売事業者

(2) 入会方法

入会希望事業者は、J B R Cに所定の入会申請書（書式はJ B R Cに要求）及びその他必要書類を提出する。そして、J B R C理事会による審査・承認が得られた事業者は、会員として認められる。

定款抜粋

（会員資格）

第5条 以下の事業者、法人、団体は、J B R Cの社員（以下、「会員」という）となる資格を有する。

- (1) 小形二次電池の製造・販売事業者
- (2) 小形二次電池使用機器の製造・販売事業者
- (3) 小形二次電池の輸入販売事業者
- (4) 小形二次電池使用機器の輸入販売事業者
- (5) 社団法人電池工業会
- (6) その他、J B R Cの目的に賛同する法人及び団体

（入 会）

第6条 第5条に定める資格者でJ B R Cの会員になろうとするものは、別に定める入会申請書をJ B R Cに提出することができる。

- 2 J B R Cは、第5条の(1)から(4)の会員資格を有するものから申請があった場合は、別途定める審査基準に従い、理事会の承認をもって会員として認め、法27条の認定申請に添付する証明書を交付する。
- 3 前2項のほか、回収を義務付けられていない小形二次電池使用機器の製造・販売事業者または輸入事業者及び法人、団体で、J B R Cの目的に賛同し入会を申請したときは、別途定める審査基準に従い、理事会の承認をもって、申請者の入会を承認し、会員とすることができる。
- 4 会員は、その権利義務を行使する一人の者（以下、「会員代表者」）を定め、J B R Cに届けるものとし、会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を提出しなければならない。

4. 入会金及び会費

(1) 入会金

入会を認められた会員は、入会金を納付する。(入会金：100,000円)

入会金の返金はしない。

(2) 会費

①会員は、当年度の各種小型充電式電池の国内販売重量実績(電池パック重量)を、半期毎にJBR Cに報告し、それに基づく会費を半期毎にJBR Cに納付する。

- ・ 上期会費：3月－8月分の販売重量実績を9月に報告し、10月支払い。
- ・ 下期会費：9月－2月分の販売重量実績を3月に報告し、4月支払い。

②新規入会者の入会年度の会費については、入会月にかかわらず入会年度分(上期会費分及び下期会費分)の販売重量実績を報告し、それに基づく会費を納付する。

③会費は、電池種類別、電池メーカー・機器メーカー別に設定されたリサイクル単価に各電池の販売重量を乗じて算出される。リサイクル単価は毎年見直しを行う。

④電池メーカー会費と機器メーカー会費の基本区分事例

- ・ 電池メーカー会費＋機器メーカー会費で、100%徴収となる。
- ・ 電池メーカーは、自社が直接国内消費市場に販売した電池については、電池メーカー会費と機器メーカー会費の両方を負担する。
- ・ 機器メーカーは、自社が電池を輸入し国内で機器に組み込み販売、または電池組み込み機器・同梱機器を輸入して、国内消費市場に販売した場合は、電池メーカー会費と機器メーカー会費の両方を負担する。

⑤JBR Cは必要な場合、会員の販売実績報告内容について監査することができる。

5. 使用済み小型充電式電池の回収・再資源化フロー概要

①会員が製造・販売し、使用済みになった小型充電式電池は、JBR C登録排出場所に集められる。集められた小型充電式電池はJBR C広域認定証に登録の収集運搬業者により引き取りが行われ、JBR C登録の小型充電式電池リサイクラーに運搬される。最終的に、リサイクラーにより再資源化処理が行われ、有用資源が再生される。

②会員は、自身で管理可能な排出場所(会員排出場所)をJBR Cに登録し、自社が販売した電池の集約に努める。尚、登録した会員排出場所は、会員が維持・管理する。

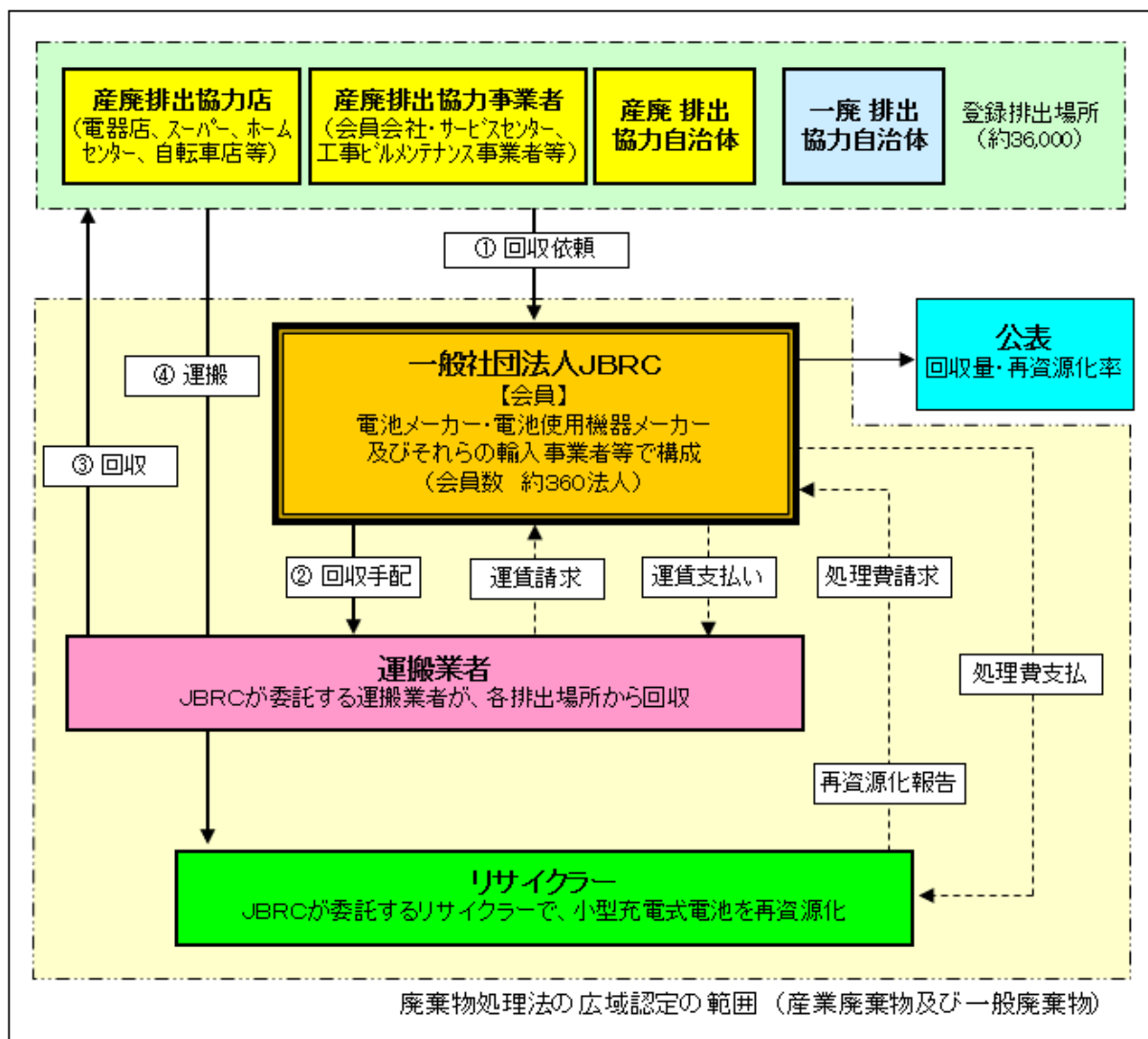
6. 情報の公開

JBR Cは、ホームページ(<http://www.jbr c.com>)で小型充電式電池の回収・再資源化活動状況を公開している。

J B R Cは、小型充電式電池の回収・再資源化システムに関して、廃棄物処理法に基づく『産業廃棄物広域認定』を取得している。

- ・ 基準となる法律 : 廃棄物処理法第15条の4の3
- ・ 認定番号 : 第39号
- ・ 認定日 : 平成16年12月2日
- ・ 産業廃棄物の種類: 一般社団法人J B R Cに所属する会員企業が製造又は輸入し、かつ販売した小形充電式電池（密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池、密閉型ニッケル・水素蓄電池及びリチウム蓄電池）及び小形充電式電池が組み込まれたポータブル蓄電装置が産業廃棄物となったもの

一般社団法人JBRC 小型充電式電池の回収システム概要



参考：資源有効利用促進法の概要（JBRCの回収・再資源化に関する内容）

1. 小形二次電池に関するメーカーの義務

法が規定する製品	義務内容	電池メーカー	機器メーカー
指定表示製品 (分別回収表示)	小形二次電池へのリサイクルマークの表示	○	△
指定再利用促進製品 (リサイクル配慮設計)	小形二次電池が使用されている旨の機器への表示及び取り外し容易化設計など		○
指定再資源化製品 (回収・再資源化)	小形二次電池の回収	○	○
	小形二次電池の再資源化	○	
	回収のための広報啓発、情報提供	○	○
	市町村で回収された小形二次電池の引き取り	○	

[経済産業省二次電池リサイクルシステム検討会報告書（平成13年1月22日）より]

＊電池メーカー：小形二次電池を製造する事業者。小形二次電池の製造を他の事業者へ委託しており、その際、材料、設計、自己の商標の使用等に関する指示を行うなど実質的に製造を行っている事業者を含む。また、海外から小形二次電池を輸入し、国内で販売する事業者を含む。

（ただし、指定再資源化製品に基づく回収・リサイクルについては、小形二次電池使用機器メーカーが、二次電池使用機器を製造するにあたり部品として使用する小形二次電池につき上記指示を行っている場合においても、当該機器メーカーは電池メーカーではなく機器メーカーとしての役割を担うこととする。）。

＊機器メーカー：小形二次電池使用機器を製造する事業者。小形二次電池使用機器を他の事業者へ委託して製造しており、その際、材料、設計、自己の商標の使用等に関する指示を行っている事業者及び海外から二次電池使用機器を輸入し、国内で販売する事業者を含む。

2. 法の対象となる小形二次電池

- ①密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池……………ニカド電池のこと
- ②密閉形ニッケル・水素蓄電池……………ニッケル水素電池のこと
- ③リチウム蓄電池……………実質的にリチウムイオン電池のこと

3. 指定表示製品：小形二次電池への表示（電池メーカー）

—経済産業省令第95号—

第1項に示された小形二次電池に、省令で規定されたマーク・記号を表示すること。

4. 指定再利用促進製品：小形二次電池使用機器の設計（機器メーカー）

—経済産業省令第93号、厚生労働省・経済産業省令第1号—

第2項に示された小形二次電池を使用する機器（下記（1）項の機器）について、下記（2）項の要求事項を実施すること（小形二次電池が記憶保持用に用いられる機器を除く。）。

（1）対象となる小形二次電池使用機器

（電気機器：24種）

電源装置	プリンター	アマチュア用無線機
電動工具	携帯用データ収集装置	ビデオカメラ
誘導灯	コードレスホン	ヘッドホンステレオ
火災警報設備	ファクシミリ装置	電気掃除機
防犯警報装置	交換機	電気かみそり（電池式のものに限る）
自転車（人の力を補うために電動機を用いるものに限る）	携帯電話用装置	電気歯ブラシ
車いす（電動式のものに限る）	MCAシステム用通信装置	非常用照明器具
パーソナルコンピュータ（その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む）	簡易無線用通信装置	電動式玩具（自動車型のものに限る）

（医療用機器：5種）

血圧計	電気マッサージ器	電気気泡発生器（浴槽用のものに限る）
医薬品注入器	家庭用電気治療器	

（2）要求事項

①構造の工夫

- ・はんだ付けによらない小形二次電池の取り付け方法の採用。
- ・小形二次電池の取り外しが容易である構造の採用、その他。

②再生資源の利用の促進のための表示等

- ・小形二次電池を使用する機器である旨を、機器及び取扱説明書その他の物品に表示又は記載すること。

③安全性等の配慮

④技術の向上

⑤事前評価

⑥情報の提供

- ・小形二次電池の取り外し方法その他に関する情報提供を行うこと。

5. 指定再資源化製品：小形二次電池の回収・再資源化（電池メーカー・機器メーカー）

—厚生労働省・経済産業省・環境省令第1号—

第2項の小形二次電池、及び第4－（1）項の機器に部品として使用された第2項の小形二次電池について、下記の回収・再資源化の要求事項を実施すること（小形二次電池が記憶保持用に用いられる場合を除く。）。

- (1) 小形二次電池の回収方法、実行の確保に関する事項（電池メーカー・機器メーカー）
 - ①「使用済み小形二次電池」について排出者から回収する体制を整備すること
 - ②回収体制の整備は、他の指定再資源化事業者等と共同、又は単独で行うこと
 - ③回収体制の整備を行う際、小形二次電池または小形二次電池使用機器の修理、加工、小売販売の事業者、その他に必要な協力を求めること
 - ④小形二次電池の回収に関する業務を他のものに委託することができる
 - ⑤回収体制については、予め公表すること
 - ⑥使用済み小形二次電池の回収状況を毎年度公表すること
 - ⑦回収の実効性が確保されるよう、消費者からは無償で回収するとともに、排出者に対するインセンティブの付与その他必要な措置を講ずること
- (2) 小形二次電池の再資源化の目標、実施方法に関する事項（電池メーカー）
 - ①電池製造事業者等は回収した小形二次電池を、金属又は金属化合物その他の再生資源として利用することができる状態とすること
 - ②再資源化に係る業務を他の者に委託することができる
 - ③再資源化目標は、回収した小形二次電池の重量に対する、再資源化物の重量合計の割合で表す。再資源化目標はニカド電池（60%以上）、ニッケル水素電池（55%以上）、リチウム二次電池（30%以上）とする。
 - ④再資源化の状況を毎年度公表すること
- (3) 小形二次電池の引渡し実施方法に関する事項（機器メーカー）
 - ①機器製造事業者等は使用済み小形二次電池を自主回収したときは、小形二次電池の製造事業者または小形二次電池の輸入販売事業者に引き渡すこと。
ただし、回収した小形二次電池について、自ら又は再資源化を行い得る他の者に委託して再資源化を行うことを妨げない。
 - ②再資源化に係る業務を他の者に委託する事業者は、小形二次電池製造事業者等が遵守する再資源化の目標、実施方法に沿った処理を行うこと。
- (4) 市町村との連携に関する事項（電池メーカー）
 - ①電池製造事業者等は、市町村が回収した小形二次電池の引き取りを求める場合に市町村が満たすべき引取条件について、あらかじめ公表すること
 - ②公表した条件に基づいて市町村から引き取りを求められた場合は、引き取ること。また、適切に分別回収されたものについては無償で引き取ること
- (5) その他自主回収・再資源化の実施に関し必要な事項（電池メーカー・機器メーカー）
 - ①使用済み小形二次電池の分別回収及び再資源化を促進し、回収体制が活用されるよう、必要な情報の提供及び普及啓発を行うこと

②使用済み小形二次電池の回収又は再資源化を行うときは、廃棄物処理法その他の関係法令に照らし適切であること

③他の者に実施を委託するときは、その業務が廃棄物処理法その他の関係法令に照らし適切である方法によって行われることを確保すること

(6) 廃棄物処理法上の配慮（電池メーカー・機器メーカー）

環境大臣は、廃棄物処理法の規定の適用に当たっては、自主回収及び再資源化の円滑な実施が図られるよう適切な配慮をするものとする。

6. 回収・再資源化に関する認定（法第27条）

単独に又は共同して、使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化を実施しようとするときは、主務省令（厚生労働省・経済産業省・環境省令第2号）の定めるところにより、法第27条の各号に適合していることについて、主務大臣の認定を受けることができる。

回収対象電池

J B R C の回収対象電池は、原則、以下の通りとする。

1. 会員企業の使用済み小型充電式電池
2. 主に「資源有効利用促進法」第 26 条第一項の政令で定める 29 製品（指定再資源化製品を部品として使用する製品）から取り外された電池
3. 電池の種類 ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池
4. 電池の形態
 - ・ハードケース等に入っている電池パック
 - ・乾電池形状の小型充電式電池
 - ・モバイルバッテリー（本体回収）＊
＊携帯電話・スマートフォンへの充電を主機能とする小型充電式電池が組み込まれたポータブル電源装置
なお、モバイルバッテリーの回収条件は別途定める

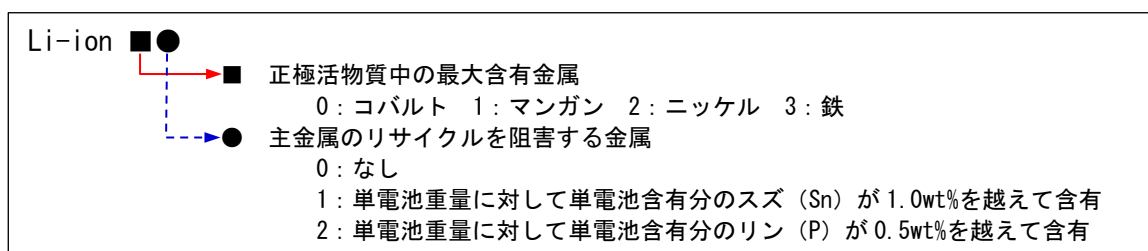
5. 電池の回収条件

① 製品条件

- ・寸法 230 mm×300 mm×150 mm 以下
- ・重量 5kg/個 以下
- ・対象 電池パック
なお、電池パックの構成部品として制御機器、金属ケース等がないこと
(事前解体作業が不要であること)

② 表示条件

- ・(登記) 会員法人名の記載
- ・リサイクルマークの記載
- ・リチウムイオン電池については、電池正極活物質中の最大含有金属、及び主金属のリサイクルを阻害する金属を表す番号（サフィックス表示）の記載
「小形充電式電池の識別表示ガイドライン（リサイクルマーク）」（電池工業会発行 第 7 版 2015 年 3 月）



③ 安全性 J I S C 8 7 1 2 または I E C 6 2 1 3 3 適合品

④ 電池の状態

- ・電池に打痕や圧壊など外部ダメージの無い電池
- ・電池パックから解体されていない電池
- ・変形、破損していない電池
- ・液漏れ、水濡れ、塩水浸漬されていない電池
- ・短絡防止処置が的確にされている電池
- ・その他収集運搬・保管時に安全が確保できる電池

なお、上記に該当しない回収対象外の電池についても、事前に個別確認を行った結果、回収可能と判断できた場合は回収可能とする。

JBRC28-0095

平成29年 3月22日

会 員 各 位

一般社団法人 J B R C
代表理事 中堀 真介
(公印省略)

回収対象電池（パック）への記載表示事項について
～リチウムイオン電池へのサフックス表示の記載について～

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、小型充電式電池はその使用用途が大幅に拡大し、それに伴い、小型充電式電池及び同使用機器の製造／販売事業者（含む輸入事業者）も大幅に増加いたしました。また、リチウムイオン電池では正極、負極それぞれの使用材料は使用用途やメーカーによって様々に異なっております。

このような状況の中で、小型充電式電池の回収・再資源化事業の実効性向上のためには、回収対象である会員企業の電池の特定と電池種類に応じた適切な分別と処理の必要性が益々高まってまいりました。

つきましては、多くの会員企業には既にご対応いただいておりますが、確実な回収、適切な再資源化のために、回収対象電池（パック）への記載表示事項に関して以下の通りご対応いただきますようお願いいたします。

なお、ご不明な点等あれば、以下事務局までお問い合わせ下さい。

敬 具

記

1. 記載対象 J B R C回収対象電池
2. 表示事項 別紙「回収対象電池（パック）への記載表示事項について」参照
3. 実施時期 平成29年4月1日より

<本件お問合せ先>

一般社団法人 J B R C事務局

電話：(03) 6403-5673 E-Mail：kaiin-info@jbrc.com

以 上

回収対象電池（パック）への記載表示事項について

一般社団法人 J B R C

小型充電式電池回収・再資源化事業の実効性向上（会員企業製電池の「正確な」回収及び電池種類に応じた「適切な」再資源化推進）のため、回収対象電池（パック）には以下の記載表示をしていただきますようお願いいたします。

なお、ご不明な点等あれば、以下事務局までお問い合わせ下さい。

■記載表示事項

①製造者又は販売者名表示；

J B R C の回収・再資源化対象電池であることを明確に判別するために J B R C に会員登録された「製造者名また販売者名」*1 を回収対象電池パックに表示下さい。

*1 履歴事項全部証明書に記載された名称です。

②リチウムイオン電池のサフィックス表示 *2；

電池正極活物質中の最大含有金属及び主金属のリサイクルを阻害する金属を Li-ion の横に2つの数字で表示下さい。

*2 小形充電式電池の識別表示ガイドライン（リサイクルマーク）

電池工業会発行 第7版 2015年3月

Li-ion ■●

■ 正極活物質中の最大含有金属

0：コバルト 1：マンガン 2：ニッケル 3：鉄

● 主金属のリサイクルを阻害する金属

0：なし

1：単電池重量に対して単電池含有分のスズ（Sn）が1.0wt%を越えて含有

2：単電池重量に対して単電池含有分のリン（P）が0.5wt%を越えて含有

■適用時期及び注意事項

①今後、製造／販売される全製品に適用します。

②サフィックス表示については、2020年度を目途に必須とします。

なお、2020年度までは、移行期間として2018年度、2019年度にサフィックス表示に対応できない場合は、リサイクル単価の高い電池種別の会費を負担いただくことにより回収対象といたします。

<本件問合せ連絡先>

一般社団法人 J B R C 事務局

電話（03）6403-5673 E-mail：kaiin-info@jbrc.com

以 上

JBRC28-0094

平成29年3月21日

会 員 各 位

一般社団法人 J B R C
代表理事 中堀 真介
(公印省略)

ポータブル蓄電装置（モバイルバッテリー）の回収について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、掲題の「ポータブル蓄電装置（モバイルバッテリー）」は、昨年3月14日付の経済産業省から発出された解釈文書で「資源有効利用促進法の電源装置」と解され、回収・再資源化の対象として明確化されました。J B R Cは、この解釈に適切に対処できるように広域認定申請認可を受けて、当該品を正式な回収対象にすることができました。

つきましては、以下によりポータブル蓄電装置（モバイルバッテリー）の回収を行いますので、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点等あれば、以下事務局までお問い合わせ下さい。

敬 具

記

1. 回収対象 以下の条件を満たすポータブル蓄電装置（モバイルバッテリー製品）
※全てのポータブル蓄電装置が回収対象ではありません。
2. 回収条件 別紙「ポータブル蓄電装置（モバイルバッテリー）の回収に当たって」参照
3. 回収開始 平成29年4月1日より

<本件お問合せ先>

一般社団法人 J B R C 事務局

電話：(03) 6403-5673 E-Mail：kaiin-info@jbrc.com

以 上

ポータブル蓄電装置（モバイルバッテリー）の回収に当たって

一般社団法人JBRC

ポータブル蓄電装置（モバイルバッテリー）（以下、「モバイルバッテリー」と称します。）の正式回収を開始するに当たり、安全回収・適切な処理を確実にするため、以下事項のご理解、ご協力をお願い申し上げます。なお、ご不明な点等あれば、以下事務局までお問い合わせ下さい。

■回収対象

- ・回収対象は、「モバイルバッテリー」製品であり、以下の条件を満たすものです。
 - ⇒ 充電機能を有していても、ポータブルモバイルバッテリー製品として位置づけられていないものは、今回の対象から除きます。（従来通り製品から電池を取り出した上で回収となります。）

■回収条件

- ・以下の条件を満たした「モバイルバッテリー」を回収いたします。

(1) 製品条件 ※1

- ①装置単体重量： 500g以下
- ②電池セル重量： 60%以上（電池セル総重量／装置単体重量）
- ③準拠すべき規格等：

製品に使用されているリチウムイオン蓄電池は以下の何れかの規格、基準に適合していること。

- ・ JIS C 8712
- ・ 電気用品安全法 「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第九」
- ・ IEC 62133 または IEC 62133-2

- ④その他： 充電および直流出力以外の機能は有さない。

(2) 表示条件 ※2

- ①（登記）会員法人名の記載
- ②リサイクルマークの記載
- ③リチウムイオン電池については、電池正極活物質中の最大含有金属、及び主金属のリサイクルを阻害する金属を表す番号（サフィックス表示）の記載

・ ご参考：（一社）電池工業会のリチウムイオン電池のリサイクルマーク表示ガイドライン

<http://www.baj.or.jp/recycle/recycle11.html>



【 注意事項 】

※1：製品条件を満たさない製品については個別に確認を行い、安全回収／適正処理が行えると判断できた場合は回収対象といたしますので、必ず事前にご相談下さい。

※2：表示条件の内、サフィックス表示については、今後、製造／販売される製品から適用し、

2020年度を目途に必須とします。

なお、2020年度までは、移行期間として2018年度、2019年度にサフィックス表示に対応できない場合は、リサイクル単価の高い電池種別の会費を負担いただくことにより回収対象といたします。

■回収方法

・「モバイルバッテリー」本体のみそのまま回収いたします。

⇒ 電池を取り出す必要はありません。

■安全回収への依頼事項

・「モバイルバッテリー」を安全に回収するため、取扱説明書等に「回収する際の注意事項」として以下の記載をお願いします。

- ・回収はモバイルバッテリー本体のみとなります。(付属品は全て取り外して下さい。)
- ・本体に収納できるものは、確実に収納した上で、外れないようにテープで固定して下さい。
- ・端子等はテープで絶縁を行って下さい。

<本件問合せ連絡先>

一般社団法人 J B R C 事務局

電話 (03) 6403-5673 E-mail: kaiin-info@jbrc.com

以 上